

岡崎市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、岡崎市が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）余裕期間：受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。
- （2）標準実工期：発注者が定める工事期間（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- （3）実工期：受注者が実際に工事を施工するための期間で、「工事の始終期通知書（様式第92号）」で提出した、工事の始期から終期まで（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- （4）全体工期：契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工事完了期限までをいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、かつ、発注者が必要と認める工事とする。ただし、次の各号に該当する場合は、対象工事から除外するものとする。

- （1）工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されていない工事
- （2）緊急性のある工事
- （3）その他フレックス方式によることが適当でないと認める工事

（余裕期間）

第4条 余裕期間は、4ヶ月を超えない範囲で設定することができる。

2 余裕期間における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

3 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との調整（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

4 余裕期間の間に行う前項の「準備等」は、受注者の責任において行うものとする。

5 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の配置を要しない。

（全体工期、工事の始期及び終期）

第5条 発注者は、全体工期をあらかじめ定め、特記仕様書等に明示することとする。

る。

2 受注者は、全体工期の範囲内において、休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期及び終期として設定し、契約締結前に工事の始終期通知書（様式第92号）により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、契約締結後に工事の始期及び終期の変更の必要が生じた場合には、発注者と協議の上、全体工期の範囲内において工事の始期及び終期を変更することができる。

（契約関係の取扱い）

第6条 フレックス方式を適用する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

（1）工事請負契約書に記載する工期は、実工期を記載する。

（2）受注者は、工事の始期の前日までに「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」（様式第17号）を発注者に提出するものとする。

（3）受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期から起算して10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。

（4）契約保証の期間は、契約締結日から実工期の終期までとする。

（5）前払金は、工事の始期より前に支払を請求することができないものとする。

（経費の負担）

第7条 フレックス方式を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。ただし、約款第25条はこの限りでない。

（特記仕様書）

第8条 フレックス方式を適用し発注する工事は、余裕期間制度活用工事（フレックス方式）に関する特記仕様書を設計図書に添付する。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年9月1日から施行する。